

# 災害復興工事安全衛生対策チェックリスト

建設業労働災害防止協会

## チェックリストの使い方

- 1 本チェックリストは復興工事で特に確認すべきポイントを示したもので、労働安全衛生関係法令をすべて網羅しているわけではありません。工事や作業の種類毎に法令の遵守の徹底も併せてお願いいたします。
- 2 天候等の環境や工事の種類に応じて、適宜チェック項目を追加できるよう空欄を設けてあります。
- 3 チェックリストにより不具合が発見された場合は、作業に着手する前に必ず改善するようにしてください。
- 4 チェックリストは特定の工事に限定したものではありません。できるだけ幅広く活用できるようにしてあります。したがって、工事の種類によっては「該当なし」の場合もあります。
- 5 チェックリスト中「規程」は建災防の建設業労働災害防止規程、「安衛則」は労働安全衛生規則の略です。その他クレーン等安全規則なども略しています。

分類	番号	確認事項	チェック欄
建設機械等関係	1	運転には資格者を配置していますか。[移動式クレーン運転士免許、車両系建設機械運転技能講習修了者等] 規程第95条(クレーン則第68条)、規程第68条(安衛則第36条、41条)	<input type="checkbox"/>
	2	巻過防止装置、はずれ止め等の安全装置が有効に機能しているか点検をしていますか。 規程第99条(クレーン則第65条、66条の3)、規程第74条	<input type="checkbox"/>
	3	バケットの爪に荷を掛けてつり上げること等を禁止していますか。 規程第70条(安衛則第164条)	<input type="checkbox"/>
	4	機械と接触するおそれのある作業区域について、立ち入りを禁止していますか。 規程第100条(クレーン則第74条、74条の2)、規程第71条(安衛則第158条)	<input type="checkbox"/>
	5	軟弱地盤又は凍結場所では敷板・敷角等を用いていますか。 規程第73条(安衛則第157条)	<input type="checkbox"/>
地山の崩壊関係	6	埋設物の有無、地山の亀裂、地層の状態等の確認をしていますか。 規程第48条(安衛則第355条、第362条)	<input type="checkbox"/>
	7	小規模溝掘削作業において、人が溝に入る前に矢板支保工を組んでいますか。 規程第53条(平成15年12月17日付け基発第1217001号)	<input type="checkbox"/>
	8	作業主任者には資格者を配置していますか。[地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者] 規程第57条(安衛則第359条)、規程第56条(安衛則第374条)	<input type="checkbox"/>
	9	強い揺れを感じた余震や大雨の後は、掘削面を点検していますか。 規程第58条(安衛則第358条)	<input type="checkbox"/>
倒壊建築物関係	10	建設物の解体においてコンクリートの壁、塀又は煙突等の解体では、倒壊防止のための控えを取っていますか。 規程第132条	<input type="checkbox"/>
	11	作業主任者には資格者を配置していますか。[コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者等] 規程第129条(安衛則第517条の17)	<input type="checkbox"/>
石綿関係	12	建設物の解体作業において、建材の石綿含有を確認していますか。 規程第152条(石綿則第4条)	<input type="checkbox"/>
	13	上記作業で石綿含有の場合、石綿等のレベルに合った保護具を使用していますか。 規程第157条(石綿則第14条)	<input type="checkbox"/>
	14	呼吸用保護具の装着は適切ですか(密着性は良いですか)。 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程)	<input type="checkbox"/>
墜落・転落関係	15	開口部等墜落による危険場所には、手すり、さん設けるか、又は覆い・ふた等をしていますか。 規程第20条(安衛則第519条)	<input type="checkbox"/>
	16	墜落防止設備を設けられない作業場所では、親綱等の安全帯の取付設備を設けていますか。 規程第14条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>
	17	安全帯フックは、腰より上の位置で丈夫なものに掛けていますか。 規程第15条	<input type="checkbox"/>
	18	安全帯及びその取付設備について、変形・ゆるみ等について点検していますか。 規程第17条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>

感電防止関係	19	電動機械器具を使用するときは、感電防止用漏電しゃ断装置を接続するか又は二重絶縁構造のものを使用していますか。 規程第 44 条(安衛則第 333 条)	<input type="checkbox"/>
	20	上記措置が困難な場合、器具の金属性外枠等を接地(アース)していますか。 規程第 44 条(安衛則第 333 条)	<input type="checkbox"/>
	21	交流アーク溶接機を使用するときは、自動電撃防止装置を使用していますか。 規程第 45 条(安衛則第 332 条)	<input type="checkbox"/>
	22	感電防止用漏電しゃ断装置を使用するときは、作業開始前にその動作の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	23	架空電線に近接する工事では、電力会社に電線の移設又は絶縁用防護具の装着を依頼していますか。 規程第 40 条(安衛則第 349 条)	<input type="checkbox"/>
酸欠関係	24	井戸やピット内に入るとき酸素濃度・硫化水素濃度等の測定をしていますか。 規程第 171 条(酸欠則第 3 条)	<input type="checkbox"/>
	25	井戸やピット内で作業を行う場合、資格者を配置していますか。[酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者、特別教育修了者] 規程第 171 条(酸欠則第 11 条)	<input type="checkbox"/>
熱中症関係	26	スポーツドリンク等を備えていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
	27	十分な休憩時間を取っていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
	28	熱中症予防のための教育を実施しましたか。 平成 21 年 6 月 19 日付け 基発第 0619001 号	<input type="checkbox"/>
非常時間関係	29	悪天候後、又は地震後には足場の状態、作業場所の状態、等を点検していますか。 規程第 25 条(安衛則第 567 条)	<input type="checkbox"/>
	30	土石流危険河川の工事において、土石流発生の警報機等を設置していますか。 規程第 146 条(安衛則第 575 条の 14)	<input type="checkbox"/>
	31	余震等の強い揺れに対する、土砂や構造物の崩壊・倒壊防止、及び物体の落下防止の措置をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	32	余震等で強い揺れを感じたら直ちに作業を中止し、安全な場所に退避していますか。(沿岸部では津波も含めて)	<input type="checkbox"/>
	33	緊急時の避難方法、連絡体制、等を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	34	呼吸用保護具等は粉じん・有機溶剤・酸欠等の作業に適応した保護具を使用していますか。 規程第 167 条(有機則第 32 条)、規程第 174 条(酸欠則第 5 条の 2)等	<input type="checkbox"/>
	35	振動工具を使用する場合、工具を使用する時間を管理していますか。 規程第 175 条(平成 21 年 7 月 10 日付け 基発第 0710 第 5 号)	<input type="checkbox"/>
	36	走行道路上の工事において、交通整理員を配置していますか。 規程第 140 条	<input type="checkbox"/>
	37	保護帽のあごひもは適切にあごにかけていますか。	<input type="checkbox"/>
	38	クギ等の踏み抜き防止のための安全靴を履いていますか。	<input type="checkbox"/>
	39	作業をされている方は作業に適した服装ですか。	<input type="checkbox"/>
	40	消火器を備えていますか。	<input type="checkbox"/>
追加項目			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

本チェックリストの著作権その他一切の知的所有権は、建設業労働災害防止協会（建災防）に帰属します。